

杉並区議会諸課題検討会設置要綱

(令和 7 年 5 月 15 日 杉議会第 166 号)

(設置)

第 1 条 議会運営委員会が指定する課題を検討するため、杉並区議会諸課題検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 検討会の定数は、14 人とし、次の基準により選出された委員をもって構成する。
ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 所属議員 4 人以上を有する会派は、当該会派に所属する議会運営委員会の委員の数と同人数を委員として選出する。

(2) 前号に規定する会派以外の会派に所属する議員のうちから 2 人を委員として選出する。

(会長)

第 3 条 検討会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、会務を総理する。

(副会長)

第 4 条 検討会に副会長を置く。

2 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

(会長の職務代行)

第 5 条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

(会議)

第 6 条 検討会は、会長が招集する。

2 検討会は、全委員の過半数の委員が出席しなければこれを開くことができない。

(委員外議員の発言)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員でない議員の出席を求め、意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があったときもまた同様とする。

(会議の公開)

第 8 条 検討会は、公開とする。ただし、検討会が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 検討会の傍聴の取扱いについては、委員会傍聴に関する取扱について（平成 4 年 5 月 25 日議会運営委員会決定）を準用する。

(記録)

第 9 条 検討会の記録は、要点筆記とし、委員の承認を得た後に公表する。

(報告)

第 10 条 検討会は、第 1 条に規定する課題を検討した結果を議会運営委員会に報告する。

(庶務)

第 11 条 検討会の庶務は、区議会事務局議事係において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 15 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 4 月 30 日限り、その効力を失う。